

「スマートシティNAGANO」先端技術及びサービス展示・体験会に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

「スマートシティNAGANO」先端技術及びサービス展示・体験会に係る業務委託

2 業務目的

本業務は、市内企業の社員、各種団体及び本市の職員等に先端的な技術やサービスの体験機会を提供し、社会課題や地域課題の解決、業務効率化等に向けたソリューションの導入を検討してもらうとともに、市役所に来庁した市民にも体験してもらうことで、利用者の声やニーズの把握を行うために実施する。また、本業務を通じて、「スマートシティNAGANO」の実現に向けた機運醸成を図るために実施するものである。

3 展示・体験会の概要

(1) 開催日時

令和7年12月17日（水）13時～17時（準備時間 9時～12時）

令和7年12月18日（木）9時～17時（撤収時間 17時～19時）

(2) 会場

長野市役所第一庁舎1階 展示サロン（長野市大字鶴賀緑町1613番地）

※会場の図面及び備品については別添参照

※会場の電源は4回路で1回路につき15Aまで（1回路につき3個口）

(3) 内容

社会課題や地域課題の解決、業務効率化等に資するソリューションの展示（一部に市民が体験できるコンテンツを含む）

(4) 主な対象者

市内企業の社員、各種団体及び本市の職員（一部に市民が体験できるコンテンツを含む）

(5) 見学・体験料

無料

4 委託期間

契約締結の日から令和8年2月10日（火）まで

5 業務内容

業務内容は、展示・体験会の開催に係る以下(1)から(4)までとする。なお、会場は本市が確保し、会場に係る経費については本市が別途負担する。

(1) 展示・体験会の企画及び展示するソリューションの選定等

ア 全体企画

イ ソリューションの選定

ウ ソリューション提供企業との連絡・調整（ソリューション提供企業と受託者が異なる場合のみ）

(2) 展示・体験会のチラシ作成

ア ソリューションの概要等をまとめたチラシの作成及び印刷（500部）

(3) 展示・体験会の運営

- ア 展示物等の運搬、設営及び撤去
- イ 会場の装飾（看板、説明パネル等）
- ウ 会場への来場者の誘導、受付、会場内の案内及びソリューションの説明
- エ 記録（写真撮影）
- オ 来場者へのアンケート調査

(4) 報告書等の作成

- ア ソリューション展示企業へのアンケート調査及び集計（ソリューション提供企業と受託者が異なる場合のみ）
- イ 来場者へのアンケート調査の集計
- ウ 実施報告書の作成

6 履行期日及び成果物の提出期限

- (1) 展示・体験会のチラシ作成 データ 令和7年11月26日（水）
紙媒体 令和7年12月10日（水）
- (2) 展示・体験会の運営 令和7年12月17日（水）及び18日（木）
- (3) 報告書等の作成 令和8年2月10日（火）

7 機密保持

受託者は、本業務で知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならない。

8 個人情報の保護

本業務の実施を通じて得た情報に個人情報が含まれる場合、受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

9 再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又はおおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、前項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

10 著作権等の取り扱い

本業務に係る著作権等の取り扱いについては次のとおりとする。

- (1) 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。
- (2) 受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）及び権利留保物を活用した本業務における成果品については、受託者に留保するものとする。
- (3) 権利留保物を活用しない本業務における成果品については、本市に帰属するものとする。

- (4) 第2項の成果品について、本市は受託者の合意を得た上で、加工及び二次利用できるものとする。

11 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。

12 その他

- (1) 受託者は、本業務に関して、法令順守を徹底すること。
- (2) 業務内容について疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ対応すること。
- (3) 契約内容の詳細については、契約締結時に定める。
- (4) その他、本仕様書に記載のない事項については、その都度、双方で協議して決定する。